

建設工事の最低制限価格等の見直しについて

ダンピング受注の防止や契約価格の適正化等を図るため、変動型最低制限価格制度における低入札基準価格の算定に中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)モデル式を採用しておりますが、この度中央公契連モデルの見直しが行われたため、最低制限価格制度の一部を以下のとおり改正します。

	播磨町(現行)	播磨町(改正後)
予定価格	事後公表	変更なし
無効となる入札 (予定価格関連)	予定価格以上の入札	変更なし
変動型最低制限価格制度における低入札基準価格	低入札基準価格 非公開 算定 公開 以下の①～④の合計とする (ただし、予定価格の75～92%の範囲で設定) ①直接工事費×0.97 ②共通仮設費×0.90 ③現場管理費×0.90 ④一般管理費×0.55	低入札基準価格 変更なし 算定 公開 以下の①～④の合計とする (ただし、予定価格の75～92%の範囲で設定) ①直接工事費×0.97 ②共通仮設費×0.90 ③現場管理費×0.90 ④一般管理費×0.68
最低制限価格	事後公表 【変動型最低制限価格】 全入札参加者の入札価格の平均値の90%とする。(ただし、有効な入札参加者が1社の場合は、最低制限価格は低入札基準価格の90%とする。)	変更なし

令和4年4月1日以降に執行する全ての建設工事にかかる入札に適用します。

Q 予定価格以上の入札は指名停止になりますか。

A 予定価格が事後公表の場合は、無効扱いとなりますが、指名停止にはなりません。

Q すべての応札が予定価格を上回った場合はどうなりますか。

A 有効な応札すべてが予定価格を上回った場合は、再度入札を行います。(再度入札は1回のみ)その際は、積算内訳書の提出は不要です。

なお、初回の入札で最低制限価格未満だった場合は、再度入札に参加することはできません。